

## 会議等議事要旨記録票

日 時	令和3年7月9日（木曜日）午後3時00分から午後4時00分まで
場 所	30S会議室（Web会議）
会議等名	換気が困難な室内における感染対策に関するタスクフォース会議
議 題	換気が困難な室内における感染対策としての空気清浄機の使用の有効性について
参 加 者	賀来座長、タスクフォースメンバー、福祉保健局関係部長・課長、産業労働局関係課長等
配付資料	別紙のとおり
主な内容	<p>●事務局より会議の開催目的について説明</p> <p>都において、感染症対策を行う都内中小企業に対し、対策に必要な経費を助成するにあたり、換気が困難な居室や店舗等において、新型コロナウイルスの感染リスクを低減できる機器を設置する参考となる情報を提供する。</p> <p>●産業労働局より、室内での換気に関して寄せられる事業者の声について報告。</p> <p>●空気清浄機の使用について、下記のポイントについて議論</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 空気清浄機の使用に関する感染拡大防止対策としての効果</li> <li>2 使用の際の留意事項</li> </ol> <p>●今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本タスクフォースでは、換気あるいは室内環境の感染対策をどうするか、新たな情報やエビデンスなどを共有し、課題や有効性についての継続的な議論を行っていく。</li> </ul> <p>&lt;主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロゾルとなり、気中で浮遊するコロナウイルスを除去するためには、換気が有効であるとともに換気量が充分確保できない場合においては、空気清浄機の活用も勧められる。</li> <li>・部屋の容積に見合った能力の空気清浄機を選定することが重要。</li> <li>・中性能以上のフィルタのある空気清浄機であれば、空気中の粒子を取ることができる。</li> <li>・建築物衛生法の特定建築物に該当しない小規模建物について、換気のためにさらに換気口をあけることや、窓開けが難しければ、空気清浄機を補助として入れ、空気をろ過することが重要</li> <li>・空気清浄機が新型コロナの感染を低減させる点については、今後も、科学的知見の探求が必要。</li> <li>・本年7月2日に米国 CDC から論文が出ている。（感染者1名と非感染者3名が同室におり、空気清浄機（HEPA フィルタ使用）2台の設置とマスクを着用したという設定のシミュレーションで、コロナウイルスへの暴露リスクが90%低減できたという実験結果）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省の推奨は風量が5立方メートル/分以上の装置（または空気清浄機）でカバーできる面積が10平方メートル程度となっている。置き方、設置の仕方等について、店舗に助言できるとよい。</li> <li>・一部の空気清浄機に関しては、消費者庁から、その効果に関して注意喚起が行われているため、こうした空気清浄機の推奨は避けたほうがよい。</li> <li>・換気を補完するという点で空気清浄機は有効であるという意見が多かった。</li> </ul>		
作成者	計画課 宗永	確認者	東京感染症対策センター担当 課長 宮崎